

社会福祉法人 中日新聞社会事業団 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人中日新聞社会事業団（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）と評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常務理事については、報酬、賞与、通勤手当を支給する。
 - (2) 常務理事以外の役員（以下「その他の役員」という）については、報酬を支給しない。ただし、法人業務を行う場合には、その費用を弁済する。
- 2 常務理事の報酬の総額は、1000万円以内とする。（追加）

(常務理事の報酬等の算定方法)

第3条 常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 賞与については、別表2に定める額を支給することができる。
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第11条の規定に準ずる額を支給する。
- (4) 退職手当については、支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 常務理事に対する報酬等の支給時期は次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、当日が土日祝日である場合は、金融機関の翌営業日に支給する。
- (2) 賞与については、支給月の初日に任期がある場合に支給することができる。
- (3) 賞与の支給は、6月及び12月とし、別表3に定める期間に任期があるときに別表4の支給率を乗じた額を支給することができる。
- (3) 賞与は、月の初日から末日まで在任していた月を1ヶ月として支給の対象とする。

- 2 その他の役員に対しては、法人の業務を行う都度、実費を弁済する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常務理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則1 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

附則2 平成29年3月31日時点において任期中の常務理事については、その任期中は、現行の覚書を基に報酬等を支給するものとするが、再任された場合は、本規程を適用する。

別表1 (役員の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
常 務 理 事	月額 400,000円

別表2 (常務理事の賞与)

6 月 の 賞 与	報酬月額 × 2ヶ月分
12 月 の 賞 与	報酬月額 × 2ヶ月分

別表3 (賞与の支給対象期間)

賞 与 支 給 の 時 期	対 象 と な る 任 期
6 月 の 賞 与	1 月 ~ 6 月
12 月 の 賞 与	7 月 ~ 12月

別表4 (賞与の支給率)

在 任 期 間	支 給 率
1ヶ月	16%
2ヶ月	33%
3ヶ月	50%
4ヶ月	66%
5ヶ月	83%
6ヶ月	100%